
実用炉規則第87条及び134条に係る連絡について

2020年9月

原子力エネルギー協議会

1. 概要（本日の相談事項）

- 実用炉規則第87条9号及び134条各号に係る連絡については、従来より、昼夜を問わず現地検査官及びNRA事故対処室に連絡するとともに、87条9号については、NRA実用炉監視部門にも連絡（休日時間外の場合は翌日等に実施）を行っていた。
- 本年5/28の面談において、87条9号の連絡に記載する項目を統一したい旨、NRA実用炉監視部門より打診を受け、7/1の面談において、ATENAよりNRA実用炉監視部門へ連絡する必要項目を整理した旨、説明した。なお、様式は自由様式とした。
- 先般、関西でLCO逸脱事象が発生した際に、NRA実用炉監視部門への連絡の位置付けについて認識の齟齬があった可能性があるため、**実用炉規則第87条9号及び134条各号に係る連絡の正式なルートについて、再度確認したい。**
- また、**新検査制度運用開始に伴い、諸々の内規等が変更・削除されていることを踏まえ、これまでの運用の変更の有無等について、確認したい。**

2. 法令・内規等の整理 ・ ・ 実用炉規則

(1) 実用炉規則 第87条

法第43条の3の22第1項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる発電用原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。

九 **運転上の制限を逸脱したとき**は、その旨を**直ちに原子力規制委員会に報告**すること。ただし、第134条第5号に掲げるときを除く。

(2) 実用炉規則 第134条

法第62条の3の規定により、発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。次条及び第136条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を**直ちに**、その状況及びそれに対する処置を10日以内に**原子力規制委員会に報告**しなければならない。

五 前三号のほか、**発電用原子炉施設の故障**（発電用原子炉の運転に及ぼす支障が軽微なものを除く。）**により、運転上の制限を逸脱**したとき、又は運転上の制限を逸脱した場合であって、当該逸脱に係る保安規定で定める措置が講じられなかったとき。

2. 法令・内規等の整理 ・ ・ 内規（新検査制度施行前）

（1）実用炉規則 第87条関係

○「発電用原子炉施設の運転上の制限を逸脱した旨の報告を受けた場合における立入検査実施要領（訓令）」 （平成25年7月31日制定、平成29年6月30日改正）

3. 発電用原子炉施設の運転上の制限を逸脱した旨の報告を受けた場合に行う確認

- （1）発電用原子炉設置者からの発電用原子炉施設の運転上の制限を逸脱した事象の報告については、当該発電用原子炉施設を担当する**原子力運転検査官が、発電用原子炉設置者から面会又は電話で受けるものとする。**
- （2） 略
- （3）（1）の報告を受けた**原子力運転検査官は直ちに緊急事案対策室に連絡する。**
- （4）（3）の連絡を受けた**緊急事案対策室は、速やかに、実用発電用原子炉施設については実用炉監視部門監視指導官に、並びに研究開発段階発電用原子炉施設及び福島第一原子力発電所原子炉施設については核燃料施設等監視部門監視指導官に連絡する。**

○訓令制定時の各社宛規制委員会発出文書「発電用原子炉施設の運転上の制限を逸脱した旨の報告を受けた場合における立入検査実施要領（訓令）の制定について」（平成25年7月31日付け）

1. 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の運転上の制限を逸脱した場合には、**直ちに、当該発電用原子炉施設を担当する原子力保安検査官に対し面会し、又は原子力規制事務所の電話若しくは原子力保安検査官の携帯電話に対し架電し、報告すること。**

（2）実用炉規則 第134条関係

○「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について（訓令）」（平成25年7月8日制定、令和2年3月18日改正）

2. 発電用原子炉設置者は、事象が実用炉報告基準又は研究開発段階炉報告基準の**各号のいずれかに該当するとき**は、その旨を原子力規制委員会に**直ちに報告**するものとする。

2. 法令・内規等の整理 ・ ・ 内規（新検査制度施行後）

(1) 実用炉規則 第87条関係

○「特別検査運用ガイド」（GI0005_r0）

2. 特別検査の流れ

異常事象発生後、特別検査の要否判断から検査体制構築、検査実施までの一連の流れについて以下に示す。（図1のフロー図参照）

- (1) 原子力施設において異常事象が発生した場合、当該施設を担当する原子力規制事務所（以下「事務所」という。）の原子力検査官（以下「検査官」という）は、「事象発生時の初動対応」検査運用ガイドを用いて、速やかに情報収集を行い、本庁の担当監視部門に報告する。
- (2) 当該報告を受けた担当監視部門は、事業者から提供された情報も踏まえ、表1の視点により、特別検査の要否を総合的に判断し、臨時の原子力規制委員会に諮り、最終的にその要否を決定する。

○「基本検査運用ガイド 事象発生時の初動対応」（BQ0050_r0）

2. 検査目的

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の2第1項で規定している事項（保安のために講ずべき措置）について、事業者から発電用原子炉施設の運転上の制限を逸脱した等の報告を受けた場合や担当原子力施設にて法令報告等のトラブルが発生した場合、当該原子力施設における事業者の対応状況を確認する。

5.1 検査を実施する上での手引及び関連する留意事項

(1) 原子力検査官（以下「検査官」という。）の初動対応

- a. 検査官が自ら発見又は事業者からの報告等を受けた場合には、第1報をできるだけ早く本庁関係部署に連絡するとともに発生事象の内容、原子力安全への影響、推定原因、該当する保安規定条項等を確認し、本庁への情報提供を行う。

○「発電用原子炉施設の運転上の制限を逸脱した旨の報告を受けた場合における立入検査実施要領（訓令）」は廃止 （令和2年3月25日規制委員会）

(2) 実用炉規則 第134条関係 → 変更なし

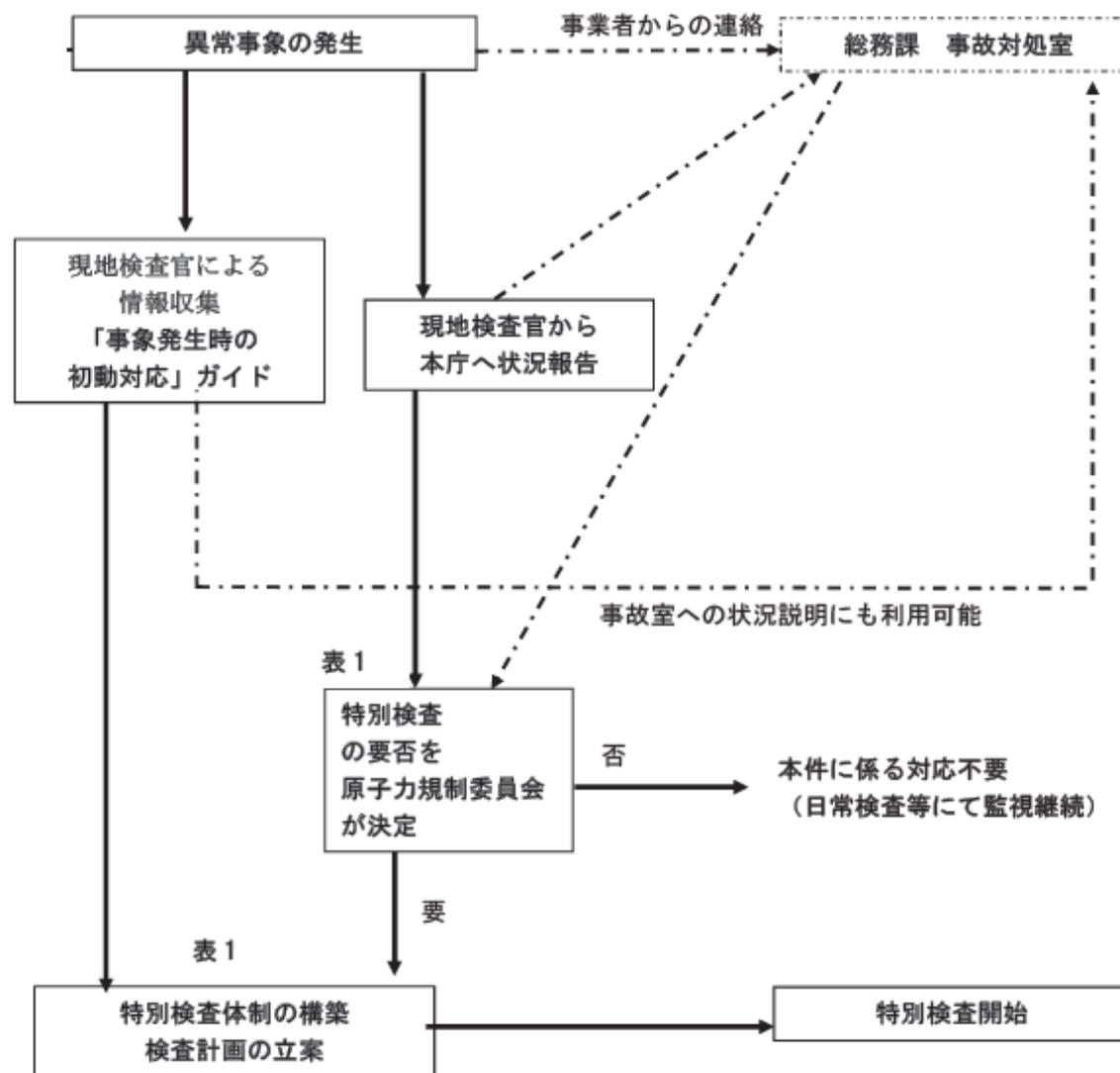
新検査制度導入に係る検討の中で、通報連絡ルートを変更するような議論はなされておらず、事業者としては、従前の方針に沿った運用を継続するものと認識。

2. 法令・内規等の整理 ・ ・ 内規（新検査制度施行後）

(1) 実用炉規則 第87条関係

「特別検査運用ガイド」 フロー図

図 1. 特別検査実施フロー図



2. 法令・内規等の整理 ・ ・ 内規以外（通報連絡先の整備）

（1）事故・トラブル等発生時の連絡先

○「原子力施設等の事故故障に係る通報・連絡先について」（NRA事故対処室より受領 令和2年7月15日最新）

原子炉等規制法に基づく報告事象から原子力災害対策特別措置法に基づく通報事象までの通報・連絡先は、以下のとおり。

	平日	勤務時間外
BWR	原子力規制庁 総務課 事故対処室 第一通報者 BWR班長 第二通報者 PWR班長 第三通報者 1F班長 第四通報者 サイクル施設等班長 第五通報者 PWR担当	原子力規制庁 事故対処室担当者 第一通報者 事故室宿直 携帯 第二通報者 事故室直通 固定 第三通報者 BWR班長 携帯 第四通報者 PWR班長 携帯 第五通報者 1F班長 携帯
PWR	原子力規制庁 総務課 事故対処室 第一通報者 PWR班長 第二通報者 BWR班長 第三通報者 サイクル施設等班長 第四通報者 1F班長 第五通報者 PWR担当	原子力規制庁 事故対処室担当者 第一通報者 事故室宿直 携帯 第二通報者 事故室直通 固定 第三通報者 PWR班長 携帯 第四通報者 BWR班長 携帯 第五通報者 サイクル施設等班長 携帯

3. 事業者が現状認識している報告ルート【確認事項】

- 上記に加えこれまでの運用を踏まえると、事業者としては、87条9号及び134条各号に関して、全て、法令・内規上の報告ルートは、休日夜間も連絡可能な現地運転検査官及びNRA事故対処室との認識。

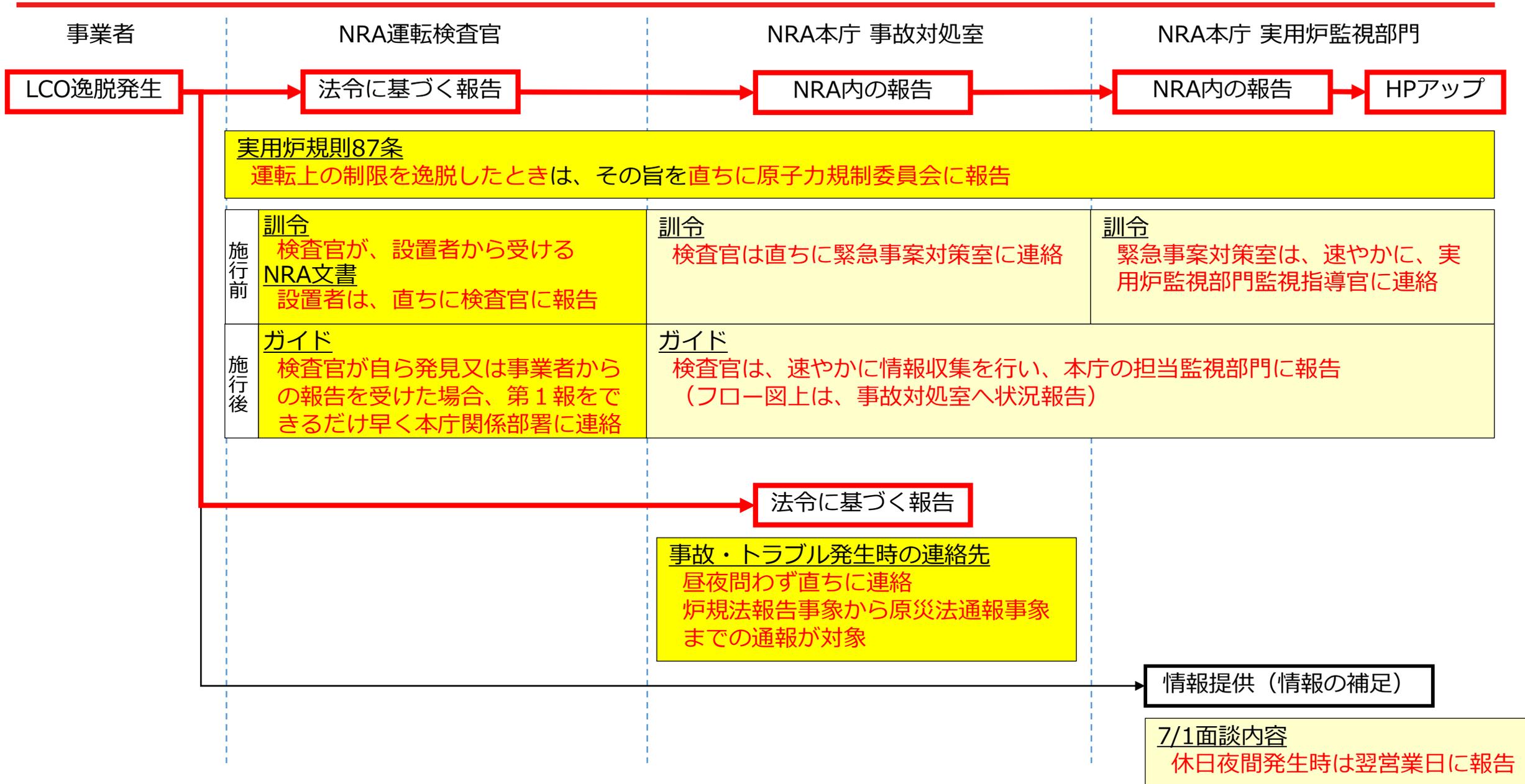
○実用炉則第87条第9号に基づく報告：事業者 → 現地運転検査官 + NRA事故対処室
(通常時間帯に情報提供) NRA実用炉監視部門

○実用炉則第134条各号に基づく報告：事業者 → 現地運転検査官 + NRA事故対処室

(補足)

- 実用炉規則上は、87条9号及び134条ともに、報告先は原子力規制委員会とされており、具体的部署の記載なし。
- 87条訓令運用開始の際のNRA指示文書に現地運転検査官へ連絡するよう指示あり。かつ、従来の訓令及び新検査ガイドのフローを踏まえると、87条9号及び134条ともに、現地運転検査官への報告が正との認識。
- 休日夜間時の連絡ルートの整備状況及び報告先の一元化の観点から、運用上、87条9号及び134条ともに、現地運転検査官に加え、NRA事故対処室も報告ルートに含まれると認識。
- NRAのHP更新に必要な情報については、7/1の面談で整理した通り、第1報だけでは情報が不足する可能性があるため、補足情報を自治体説明資料等を活用して、NRA実用炉監視部門へ提出する。(法令要求ではないとの認識)

3. 連絡ルートの整理 (87条対応)



3. 連絡ルートへの整理 (134条対応)

